

【ベトナム】ベトナムにおける改正知的財産法作成委員会の開催について

2020年8月26日

ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、ベトナムにおける改正知的財産法作成委員会の開催についてのお知らせです。

2020年8月25日、ベトナム科学技術省は、2021年法改正プログラム（2022年6月に国会承認される予定）に含まれる知的財産法の改正に向け、最初の改正知的財産法作成委員会を開催した。

作成委員会は7つの分科会に分かれ、それぞれ、(1)著作権における著作者、著作権者、実施者等に関する規定の明確化、(2)国家予算に基づく発明の促進、(3)知的財産権の執行手続きの促進、(4)知的財産権の適切な保護、(5)知的財産権の援助活動の効率化、(6)知的財産権の執行手続きの効率化、(7)国際条約の実施を検討対象としている。

情報公開日

2020年8月25日

URL等

<https://www.most.gov.vn/vn/tin-tuc/18287/luat-so-huu-tri-tue-sua-doi--tap-trung-vao-7-nhom-chinh-sach-lon-.aspx>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。